

平成 20 年 11 月 28 日

特許庁 総務部総務課
工業所有権制度改正審議室 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「特許法施行令等の一部を改正する政令案」に対する意見について

平成 20 年特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特許法施行令等について改正を行うにあたり、特許法施行令等の一部を改正する政令案について、パブリックコメントの募集が行われておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 証明等の制限について

証明の制限の対象となる情報として、特許法施行令改正案第 18 条第 1 項及び 2 項に通常実施権/仮通常実施権者の氏名及び住所、通常実施権/仮通常実施権の範囲が挙げられているが、制限対象として妥当であると考えます。

また、特許法施行令改正案第 18 条第 1 項及び 2 項に規定されている利害関係を有する者の対象範囲についても妥当であると考えます。

2. 通常実施権等の対価に関する事項の申請書記載事項からの除外について

当該実施権を活用した事業の規模、両者の力関係というビジネス上の重要情報が公になってしまう可能性があった「対価」が特許登録令改正案第 45 条第 1 項の登録申請事項から除外されたことについて、評価できる。

3. 特許登録令 第38条（却下）について

仮通常実施権制度の導入の趣旨に鑑み、申請書に38条第3項および第6項のような不備があった場合、却下せずに補正を命ずることができるようにしていただきたい。

<本件連絡先> 日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455